

令和 8 年度 五ヶ瀬町補助金等一覧

- 今年度、本町で利用可能な補助金等の一覧です。
- 申請・交付に際し要件があります。詳細は、各課までお問合せください。
- 補助金等の申請者が次に該当する場合、補助金等は利用できません。



町税等の滞納がある場合

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である場合

【総務課】お問合せ先 電話：0982-82-1700

五ヶ瀬町集会施設整備事業補助金	五ヶ瀬町民間活力による住宅供給事業補助金
補助事業で建設された区で管理している集会施設の改修費等 1/2 以内（対象事業費上限 400 万円）	民間賃貸住宅の建設費 単身用 150 万円/1 戸、世帯用 200 万円/1 戸（上限 2 千万円）
五ヶ瀬町地域防災士資格取得補助金	
五ヶ瀬町に住所を有し、防災士の資格を取得する者に対し、防災士資格認証登録費用に係る経費を助成。（上限 5 千円）	

【企画課】お問合せ先 電話：0982-82-1717

五ヶ瀬町移住者向け住宅建築支援事業補助金	五ヶ瀬町移住定住奨励金
<ul style="list-style-type: none"> ・新築等により新たに町に世帯で移住する人 ・工事費 1/2 以内（限度額 100 万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住宅を購入または賃貸し、5 年以上居住する人一律 10 万円
五ヶ瀬町移住支援金 （宮崎県ひなた暮らし移住支援金）	五ヶ瀬町移住支援金（宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・県外から移住し、就業または起業し規定の要件を満たす人 ・単身 30 万円、2 人以上世帯 100 万円 ・子ども（18 歳未満）1 人につき 100 万円加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏から移住し就業または起業し規定の要件を満たす人・単身 60 万円、2 人以上世帯 100 万円 ・子ども（18 歳未満）1 人につき 100 万円加算
五ヶ瀬町若者 UIJ ターン促進事業補助金	五ヶ瀬町老朽危険空家等除却事業補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏等から移住した 29 歳以下の者であって、規定の要件を満たす人 1 人あたり 30 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空家等の除却工事費 1/2 以内（限度額 100 万円）
五ヶ瀬町同窓会支援事業補助金	空き家利活用促進支援事業補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・町内で開催される同窓会の食糧費等 ・出席者数×2,000 円（上限 5 万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者、空き家利用者・改修工事及び設備工事費用等 1/2 以内（限度額 100 万円）
五ヶ瀬町新規開業支援事業補助金	五ヶ瀬町特産品開発事業補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・町内において新規開業を行う者への補助 1/2 以内（限度額：工事費 100 万円、備品購入費 40 万円、広告宣伝費 30 万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発費等 1/2 以内（限度額 40 万円）、ふるさと応援寄付金における返礼品の開発費等 1/2 以内（限度額 50 万円）
五ヶ瀬町事業所改修支援事業補助金	五ヶ瀬町事業継承・引継ぎ応援事業補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業所等の改修に係る費用の補助 1/3 以内（限度額 20 万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業所が事業継承を行うために必要な経費 2/3 以内（限度額 50 万円）
町民提案型まちづくり事業補助金	人づくり支援事業補助金
<ul style="list-style-type: none"> 町内に活動拠点を有する団体等が行う、町民公益活動、コミュニティ活動の経費（限度額 50 万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会 10/10 以内（限度額 50 万円） ・視察研修の経費 2/3 以内（1 回 5 人まで、1 人 10 万円まで）
五ヶ瀬町婚活イベント参加支援助成金	五ヶ瀬町みやざき結婚サポートセンター 入会登録料助成金
<ul style="list-style-type: none"> 婚活イベント参加費 1 人あたり年度内 2 回まで（上限 5 千円） 	<ul style="list-style-type: none"> サポートセンター入会登録料 1 回限り 1 万 1 千円
五ヶ瀬町出会いの場づくり応援事業	五ヶ瀬町結婚新生活支援事業補助金
<ul style="list-style-type: none"> 20 歳以上の独身男女を対象とした交流イベント開催経費 10/10 以内（上限 20 万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有し、夫婦の所得合計が 500 万円未満及び夫婦ともに年齢が 39 歳以下で婚姻した又は婚姻する者へ住宅取得、リフォーム、住宅賃貸費用等の補助。夫婦ともに年齢 29 歳以下 60 万円 39 歳以下 30 万円

【町民課】お問合せ先 電話：0982-82-1704

五ヶ瀬町家庭用生ごみ処理機器購入補助金	五ヶ瀬町合併処理浄化槽設置事業補助金
電気式生ごみ処理機：購入価格の1/2以内(上限2万円)、コンポストの購入費購入価格の1/2以内(上限3千円)	住宅を新築する場合や、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する人に予算の範囲内で補助金を交付。

五ヶ瀬町風しん予防接種費用助成事業	五ヶ瀬町骨髓移植ドナー支援事業
風しん・MRワクチン接種費用 次のいずれにも該当する人 ① 風しんに係る抗体検査において抗体価が低いと判定された人 ② 以下のいずれかに該当する人 ア. 妊娠を希望する女性、又はその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) イ. 抗体価が低い妊婦の配偶者 自己負担2,000円を差し引いた額を補助	骨髓等の提供のための通院、入院及び面接 ① 骨髓等の提供を完了した方で、提供を完了した日に五ヶ瀬町内に住所を有する人 ② ①の方が勤務している事業所。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人並びに骨髓等の提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く。 上記通院、入院、面接に要した日数に応じて以下の金額を補助。上限は1回の提供につき7日 ① ドナー 20,000円/日 ② 事業所 10,000円/日

五ヶ瀬町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	不妊検査治療費助成事業
①妊婦健診に通院する費用 ②出産時に産院に移動する費用 ③出産前に産院近くの宿泊施設を利用する費用 【助成額】①,②五ヶ瀬町職員旅費規程により算出した額に0.8を乗じた額 ③宿泊に要した費用から2,000円を差し引いた額	不妊症の原因疾患に対して医療機関で行われる特定不妊治療、一般不妊治療費10万円/年 検査費3万円/回

その他妊産婦・乳児等に関する助成	予防接種費用助成事業
・妊婦歯科検診費・妊婦健診費・産婦健診費 ・産後ケア・新生児聴覚検査費・1か月健診	・三種混合ワクチン・おたふくかぜ・高齢者肺炎球菌・成人用肺炎球菌・季節性インフルエンザ・新型コロナ・帯状疱疹・小児定期予防接種

【福祉課】お問合せ先 電話：0982-82-1702

五ヶ瀬町ハンドル形電動車椅子等購入事業補助金
自動車運転免許証を持っていない人で公共交通機関の利用等の外出が困難であり、自立した日常生活に支障がある人 シニアカーまたはバッテリーの購入金額について2/3以内(上限20万円)を補助

五ヶ瀬町介護人材確保対策支援事業補助金
町内の介護事業所に勤務している人もしくは資格取得・更新後おおむね6か月以内に町内介護事業所に就職し2年以上勤務する見込みの人 介護支援専門員、主任介護支援専門員、介護職(介護ヘルパー2級)、介護福祉士の資格の取得・更新に必要な受験料、研修受講料(テキスト代含む)、登録料等対象経費の2/3(一部上限額有り)を補助

五ヶ瀬町補聴器購入費補助金
65歳以上の、中等度難聴者の人。 補聴器本体及び付属品の購入に係る費用の1/2以内(上限5万円)を補助

おむつの負担軽減事業費補助金
保育所に通う園児(0歳児から概ね2歳児までのおむつが必要な子)。使用するおむつを登録先の事業者が指定の保育所に届けるサービス。2/3を補助

【農林課】お問合せ先 電話：0982-82-1705

五ヶ瀬町釜炒り茶ほ場整備事業補助金	五ヶ瀬町つながる園芸農業支援事業補助金
・防霜ファン新規設置、苗木購入1/3以内(上限100万円)・防霜ファン改修1/4以内(上限100万円)	・防草シート、IT機器、遮光資材、ハウスの被覆材、中古資機材 1/3以内(上限30万円) ※認定農業者は2/5

五ヶ瀬町収入保険助成補助金
五ヶ瀬町に在住する収入保険加入者の収入保険加入者の保険料

・保険料の1/3以内補助（上限：個人5万円・法人25万円）	
五ヶ瀬町家畜防疫推進事業補助金	五ヶ瀬町繁殖素牛導入助成事業補助金
五ヶ瀬町自衛防疫推進協議会が実施する家畜の予防接種に要する経費の補助 生産者負担金の1/3以内	繁殖素牛（子牛、育成牛、成牛含む）を導入した場合：1頭当たり5万円 子牛を自家保留した場合：1頭当たり3万円
五ヶ瀬町優良繁殖雌牛導入奨励事業補助金	西臼杵郡優良雌牛保留対策事業補助金
優良繁殖雌牛導入経費 郡畜産共進会出場牛：1頭あたり2万5千円 他	郡畜産共進会出場牛で県が指定した育種価の高い雌子牛導入に係る経費 1頭あたり10万円
五ヶ瀬町畜舎等総合整備事業補助金	五ヶ瀬町自給飼料生産確保事業補助金
畜舎新築・増築：資材費の1/3以内※認定農業者は2/5（限度額50万円）、新規就農者新築：資材費の1/2以内（限度額100万円） 他	ロータリーモア、レーキ、ロールバークラ等導入経費1/3以内（限度額50万円）
環境保全型農業直接支払交付金	
有機農業の実践に係る経費支援 1万4千円/10a 堆肥施用加算 2千円/10a	
五ヶ瀬町新規就農者支援事業補助金	五ヶ瀬町新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始型）
農業経営開始5年以内かつ今後5年以上の農業経営を継続する人の、農業経営に必要な経費 年間60万円以内	青年等就農計画の承認を受けた新規就農者の、経営開始型資金 年間165万円以内 または経営発展支援事業 事業費1000万円以内
中山間地域等直接支払交付金	
耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保することを目的とした経費 （田）急傾斜地 21,000円/10a （田）緩傾斜地 8,000円/10a （畑）急傾斜地 11,500円/10a （畑）緩傾斜地 3,500円/10a 加算（棚田） 10,000円/10a 加算（超急傾斜棚田） 14,000円/10a 加算（超急傾斜） 6,000円/10a 加算（ネットワーク化）…面積に応じて単価異なる（上限100万円） 加算（スマート農業）…5,000円/10a（上限200万円）	
五ヶ瀬町狩猟担い手支援事業補助金	五ヶ瀬町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金
新規狩猟者の狩猟免許試験手数料等 2/3以内 ※わな免許は全額補助	有害捕獲に係る経費 シカ10千円以内/頭、イノシシ10千円以内/頭 鳥類2千円以内/羽 サル・アナグマ
五ヶ瀬町鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金	五ヶ瀬町鳥獣被害防止総合支援事業補助金
電気防護柵、音響式防除機、箱わな、囲いわな、くくりわな、ワイヤーメッシュ柵設置費 2/3以内	金網柵、ワイヤーメッシュ柵、シカネット、電気防護柵等の資材支援 他
五ヶ瀬町鳥獣被害対策資材支援事業補助金	五ヶ瀬町銃猟担い手支援事業補助金
有害鳥獣被害対策の金網柵、防護ネット、電気柵等2万円以上の経費 1/3以内（上限3万3千円）	銃・空気銃所持許可の取得及び更新に要する経費 1/2以内（上限2万5千円） 新規猟銃免許取得者が購入する散弾銃・空気銃の購入に要する経費 1/2以内（上限10万円） 猟銃の更新支援 1/2以内（上限5万円）
五ヶ瀬町薪ストーブ利用推進事業補助金	椎茸原木確保支援事業補助金
薪ストーブ等設置経費 1/2以内（限度10万円）	2万個以上の種駒購入者に対して、椎茸原木の確保の支援（20円/本）
五ヶ瀬町しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金	五ヶ瀬町椎茸生産対策支援事業補助金
特用林産物生産や施設整備に係る経費 2/3以内 他	椎茸種駒の購入経費 2万個以上購入0.5円/個以内、2万個以上購入かつ品評会出品 1.0円/個以内他
五ヶ瀬町山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業	再造林率向上強化対策事業補助金
新規就業準備給付金 125千円/月額、研修生受入生産	森林整備（造林・下刈・間伐・防護柵）

者等支援 5 万円/1 人、経営開始給付金 100 万円/新規就業者	に対する経費 ※要件あり
林業担い手総合対策事業補助金	五ヶ瀬町高性能林業機械等導入支援事業補助金
1 合法木材供給事業者が行う社会保険等整備事業に要する経費の補助 2 各種技能講習・免許等資格取得に要する経費補助（1/2 以内） 3 合法木材供給事業者及び林道災害復旧等に從事した実績を持つ建設事業所の労働安全装備（防護ズボン・空調服等）の整備に要する経費補助（1/3 以内 上限 10 万円）	1 町内に住所又は事業所を置き、年間 130 日以上林業に従事する者で林業機械等の導入補助（1/3 以内） 2 その他、素材生産量等の要件あり 限度額：素材生産量 3,000 m ³ 以上 新品 600 万円 中古 300 万円 素材生産量 3,000 m ³ 以内 新品 300 万円 中古 160 万円
五ヶ瀬町単作業路開設事業補助金	五ヶ瀬町県単林道等改進黨業補助金
幅員 3m 以上の自動車道開設経費 700 円/m 幅員 2m 以上の小型運搬車道開設経費 330 円/m	横断排水溝、側溝敷設、拡幅修正及び災害に必要な構造物設置経費の 6/10 以内
五ヶ瀬町作業路維持修繕事業補助金	五ヶ瀬町薪ボイラー用木質燃料購入助成事業補助金
作業路の復旧作業又は路盤整備に係る資材費、機材リース料及び労務費の 1/2 以内（限度額 30 万円）	林地残材等を木地屋薪ボイラーの燃料として利用するための薪の生産に係る経費支援 1 m ³ 当 3 千円/m ³ 以内 他
獣害等森林再整備支援事業補助金	
ウサギやシカ等による植栽木の食害や防獣ネットの破損等の再整備を支援し、再造林を推進 捕植・下刈・防護柵補修張替・ツリーシェルター設置費用の 85%	
五ヶ瀬町農業基盤整備事業補助金	
用水路や農道など、地元が維持管理する農業用施設の維持、改修及び増設に係る修繕料、工事費、原材料費及び小災害復旧費対象経費の 1/2（上限 50 万円、小災害は上限 20 万円）	

【建設課】 お問合せ先 電話：0982-82-1713

五ヶ瀬町木造建築物等地震対策促進事業補助金 （耐震診断）	五ヶ瀬町木造建築物等地震対策促進事業補助金 （耐震改修）
居住している建築物の耐震診断費 130/136 以内で補助限度額 13 万円	居住している建築物の耐震改修費 4/5 以内で補助限度額 115 万円
五ヶ瀬町木造建築物等地震対策促進事業補助金 （住替え支援）	五ヶ瀬町給水施設整備事業補助金
除却：23/100 以内（補助限度額 34 万 5 千円） 建替：23/100 以内（補助限度額 38 万円）	水道未普及地域及び小規模水道施設給水区域における施設整備及び改修等への補助 補助率 2/3 以内（補助上限 100 万円）
五ヶ瀬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	
<ul style="list-style-type: none"> がけ地の崩壊等による危険住宅に居住する人へ住宅移転補助等 除却：補助限度額 97 万 2 千円 住宅用地取得、造成及び建設（改修）に要する資金の借入金利の利子補給 土地の取得：補助限度額 206 万円 敷地造成：補助限度額：60 万 8 千円 住宅の建設等：補助限度額 464 万 8 千円 	

【教育委員会】 お問合せ先 電話：0982-82-1710

五ヶ瀬町集会施設整備事業補助金	佐伯勝元教育基金奨学金
補助事業で建設された集落で管理している集会施設の改修費等 1/3 以内（上限 400 万円）	保護者が町内在住で、大学へ進学する生徒への奨学金 ・月額 5 万円※返済免除の要件あり
五ヶ瀬町指定文化財保護事業補助金	五ヶ瀬町スポーツ全国大会参加派遣補助金
町内文化財の施設整備、修理、保存・管理等に要する経費 1/2 以内（上限 50 万円）	全国を統括する競技団体が主催する大会に、県又は九州代表として参加する選手等の交通費 1/2 以内

《編集：総務課 82-1700》